

インターネット 公有財産売却案内書

平成29年9月



お問い合わせ

深谷市役所企画財政部公共施設改革推進室管財係

〒366 8501 埼玉県深谷市仲町11番1号
電話：048-571-1211（代表） 内線1634・1635
FAX：048-574-6665
E-mail：s-kaikaku@city.fukaya.saitama.jp

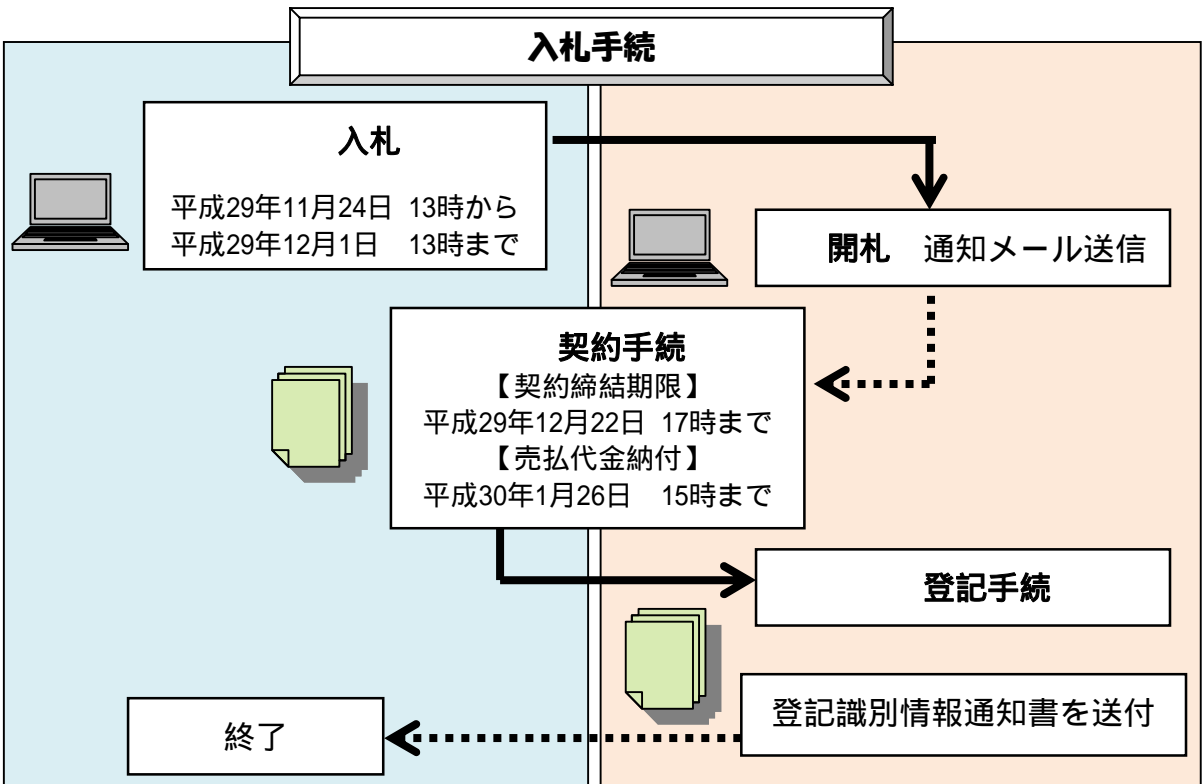
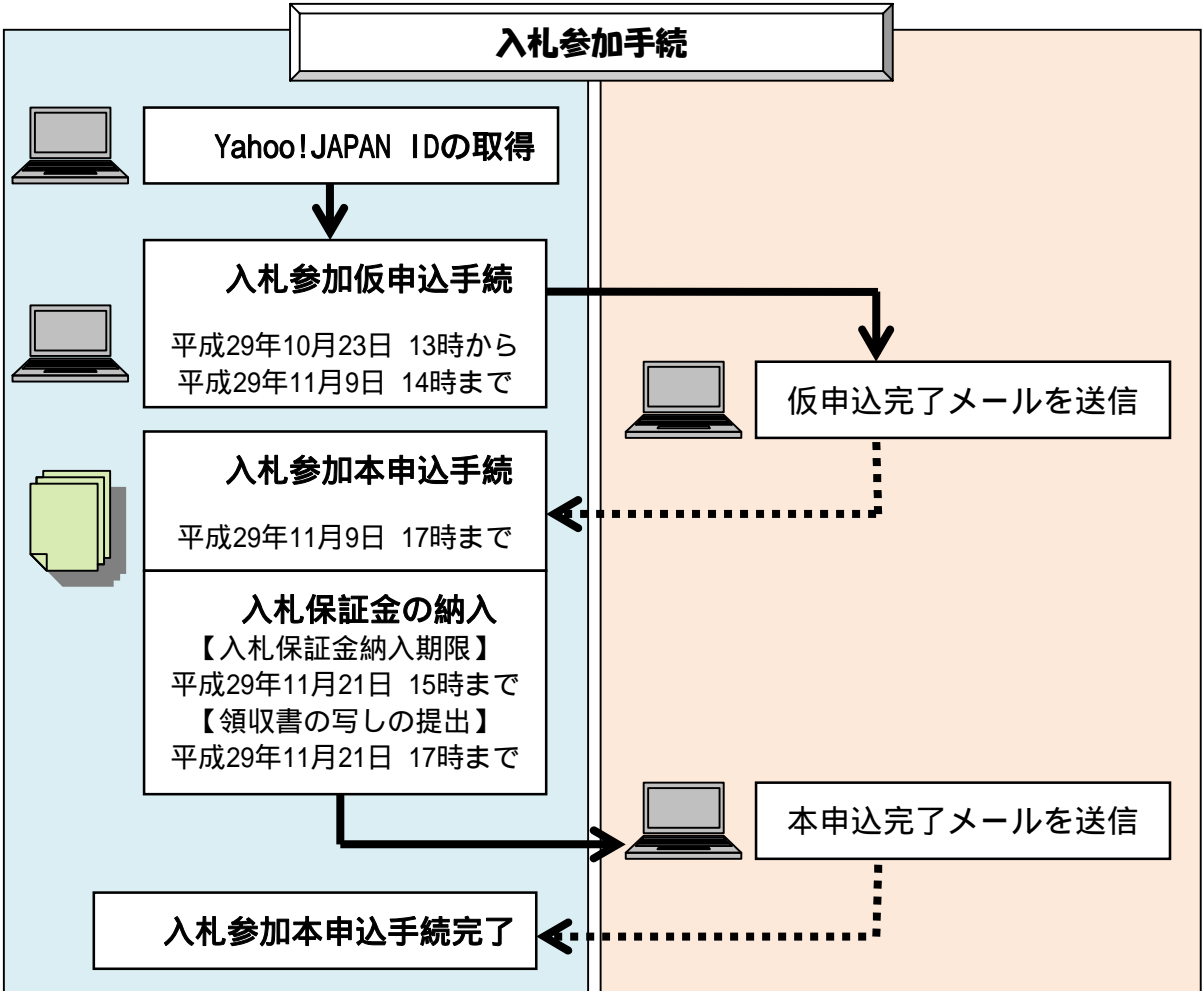
深谷市ホームページでも情報提供を行っています。
【深谷市ホームページアドレス】 <http://www.city.fukaya.saitama.jp>

入札に参加を希望される方は、本案内書をよく読み、内容を十分把握した上で、ご参加ください。

目 次

	頁
1 . 一般競争入札による市有地売却手続きの流れ	1
2 . 売却手続の概略	2
3 . 入札説明書	3 ~ 8
4 . 物件調書	9 ~ 27
物件番号 29 - 8	10 ~ 11
物件番号 29 - 9	12 ~ 13
物件番号 29 - 10	14 ~ 15
物件番号 29 - 11	16 ~ 17
物件番号 29 - 12	18 ~ 19
物件番号 29 - 13	20 ~ 21
物件番号 29 - 14	22 ~ 23
物件番号 29 - 15	24 ~ 25
物件番号 29 - 16	26 ~ 27
5 . 様式集	28 ~ 35
公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	29
誓約書	30
委任状	31
市有財産売買契約書	32 ~ 35

一般競争入札による市有地売却手続きの流れ



売却手続の概略

Yahoo!JAPAN IDの取得

- ・ Yahoo!JAPANのホームページでIDを取得。
(外部サイト) <http://help.yahoo.co.jp/help/jp/edit/index.html>



入札参加仮申込手続

- ・ 申込前にガイドラインの内容に同意してください。
- ・ 深谷市インターネット公有財産売却の画面から仮申込みをしてください。
- ・ 仮申込完了メールが届きます。



入札参加本申込手続 平成29年11月9日(木)17時まで(郵送は同日消印有効)

- ・ 必要書類を深谷市企画財政部公共施設改革推進室まで持参又は郵送してください。

【個人の場合】

申込書
誓約書
本籍地の市町村で発行する身分証明書
住民票
印鑑登録証明書



【法人の場合】

申込書
誓約書
商業・法人登記簿謄本
印鑑登録証明書



入札保証金の納入 平成29年11月21日(火)15時まで

- ・ 深谷市が指定する方法で入札保証金を納付してください。(物件ごとに手続をしてください。)
- ・ 納付後、平成29年11月21日(火)17時までに領収書の写しをFAX又はメールにて送信してください。

入札参加本申込手続完了

- ・ 本申込完了メールが届きます。
入札保証金の納付、提出書類の記載内容等が確認できない場合、手続は完了しません。



入札

- ・ 深谷市インターネット公有財産売却の画面から入札をしてください。
入札は一度しか行えません。



開札

- ・ 落札者決定後、入札者全員に通知メールを送信します。



【落札者】

契約書などの必要書類を送付します。

【落札されなかった方】

入札保証金の返還手続をします。

契約手続

- ・ 落札者に対して、契約書等を送付します。期日までに公共施設改革推進室に提出してください。
- ・ 売払代金の納付期限は、平成30年1月26日(金)15時までです。

【深谷市から落札者へ送付】

契約書2通(未押印のもの)



【落札者から深谷市へ送付】

契約書2通(押印済みのもの)
1通には収入印紙貼付及び割印
収入印紙(登記申請用)



登記手続(最終手続)

- ・ 売払代金の納付確認後、深谷市が登記手続をします。
- ・ 登記完了後、登記識別情報通知書を送付します。



入札説明書

1. 入札対象物件

物件番号	所在地番	地目	地積(m ²)	予定価格(円)	入札保証金(円)
29-8	原郷字南原 2 1 4 9 番 2 6、 2 1 5 0 番 2 5	宅 地	183.59	8,152,000	815,200
29-9	長在家字前天沼 1 0 3 7 番	雑種地	1,390.78	10,431,000	1,043,100
29-10	上柴町東 1 丁目 1 6 番 2	宅 地	276.46	10,948,000	1,094,800
29-11	上柴町東 7 丁目 1 5 番 1 7	宅 地	289.74	9,272,000	927,200
29-12	東方町 3 丁目 3 6 番 4、 3 6 番 5、3 6 番 7	宅 地	669.67	29,600,000	2,960,000
29-13	東方町 4 丁目 1 0 番 2	宅 地	137.49	6,848,000	684,800
29-14	上柴町東 4 丁目 1 8 番 2、 1 8 番 3	宅 地	557.69	28,387,000	2,838,700
29-15	長在家字長在家 1 6 0 2 番 1、 1 6 0 3 番	宅 地	1,206.31	14,717,000	1,471,700
29-16	長在家字北立野 4 0 0 4 番	宅 地	1,204.42	8,672,000	867,200

予定価格とは、あらかじめ深谷市が定めた最低売却価格をいいます。

各物件の詳細は、「物件調書」のとおりです。

なお、都合により一部物件の入札を中止する場合があります。

2. 入札参加者の資格

入札には、個人・法人を問わず参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方は、当該入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に該当する方
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までの規定に該当する方
- (4) 20歳未満の方
- (5) 日本語を完全に理解できない方
- (6) 深谷市インターネット公有財産売却ガイドライン及びYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

3. 入札参加の申込み

(1) Yahoo! JAPAN IDの取得

入札に参加するには、Yahoo! JAPAN IDの取得と電子メールアドレスの承認が必要です。法人で参加申込みを行う場合は、法人代表者名でYahoo! JAPAN IDの取得を取得する必要があります。

(2) 仮申込み

ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により、参加の仮申込みを行ってください。

【仮申込み期間】

平成29年10月23日（月）午後1時から

平成29年11月9日（木）午後2時まで

(3) 本申込み

仮申込みを完了した後、深谷市のホームページから所定の書類を印刷し、必要事項を記載の上、添付書類を添えて持参又は郵送により深谷市企画財政部公共施設改革推進室に提出してください。提出書類及び提出期限は次のとおりです。

【提出書類】

書類名	提出数	備考
公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	1通	・指定様式 ・実印を押印すること
誓約書	1通	・指定様式
身分証明書	1通	・個人が申請する場合のみ ・申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているもの ・本籍地の市区町村で発行
住民票	1通	・個人が申請する場合のみ ・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ・申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているもの ・住民登録地の市区町村で発行
商業又は法人登記簿謄本	1通	・法人が申請する場合のみ ・申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているもの ・法務局で発行
印鑑登録証明書	1通	・申請日前3か月以内に発行されたもので現状を反映しているもの ・個人の場合は市区町村、法人の場合は法務局で発行

書類名	提出数	備考
委任状	1 通	・ 指定様式 ・ 代理人が入札手続きを行う場合のみ
代理人の本人確認ができる証明書（運転免許証など）の写し	1 通	・ 委任状を提出する場合のみ

指定様式は本案内書に添付しているほか、深谷市ホームページからダウンロードできます。

【提出期限】

- ・ 持参の場合 平成 29 年 11 月 9 日（木）午後 5 時まで
 受付場所：深谷市役所企画財政部公共施設改革推進室
 （本庁舎 3 階 35 番窓口）
 受付時間：午前 8 時 45 分から午後 5 時
 土、日、祝日及び平日の正午から午後 1 時までを除きます。
- ・ 郵送の場合 平成 29 年 11 月 9 日（木）消印有効
 送付先：〒 366 8501
 埼玉県深谷市仲町 11 番 1 号
 深谷市企画財政部公共施設改革推進室 宛て
 不着などのトラブル防止のため、書留など確実な方法で送付してください。

（４） 申込みに当たっての留意事項

- ア 申込みをするには、「誓約書・深谷市インターネット公有財産売却ガイドライン」の内容に同意していただく必要があります。
- イ 入札参加の申込物件数の制限はありません。複数の物件の入札を希望される場合は、物件ごとに、公有財産売却システム上で仮申込みの上、申込書等を提出してください。
 なお、添付書類は 1 通のみ提出してください。
- ウ 代理人による入札手続き（本人以外の方が入札等の手続きをすることをいいます。法人の場合で、代表者以外の方が入札手続きを行う場合を含みます。）の場合、委任状及び代理人の本人確認ができる証明書の写しを提出してください。
- エ 共同入札（一つの財産を複数の方で共有する目的で入札することをいいます。）をする場合は、共同入札者の中から 1 名の代表者を決めていただき、代表者の Yahoo! JAPAN ID で仮申込み手続きを行ってください。仮申込み後、共同入札者全員の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称、代表者氏名）を連署した申込書及び共同入札者全員の添付書類を申込締切日までに深谷市に提出してください。
- オ 申込書に記載された申込者の氏名又は名称を売買契約及び登記の名義とします。
- カ 資金提供を受けて契約する場合は、贈与税が発生する可能性がありますので留意してください。
- キ 現地説明会は行いませんので、入札参加申込者は、事前に物件調書の周辺図等により、必ず現地を確認してください。

- ク 契約者（落札者）の情報について公開請求があった場合には、深谷市情報公開条例（平成18年深谷市条例第13号）に基づき公開されます。
- ケ 提出書類は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。

4．入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認は、申込書の提出日をもって行います。
- (2) 入札参加資格を有すると確認された方が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、「2．入札参加者の資格」の(1)から(7)までのいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができません。また、提出された申込書及び添付書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったときにおいても、当該入札に参加することができません。

5．入札保証金の納付及び還付等

- (1) 入札保証金の納付
- ア 入札に当たっては、予定価格（最低売却価格）の100分の10以上（円未満切り上げ）の入札保証金の納付が必要です。
- イ 入札参加資格を有すると確認された方には、深谷市から納入通知書を送付しますので、平成29年11月21日（火）午後3時までに、納入通知書に記載されている深谷市指定金融機関・深谷市収入代理金融機関の窓口で納付してください。
- ウ 入札保証金を納付すると金融機関から領収印を押印した納入通知書兼領収書が返却されますので、その領収書の写しを平成29年11月21日（火）午後5時までに、FAX又は電子メールにより深谷市企画財政部公共施設改革推進室に提出してください。
- エ 平成29年11月21日（火）までに入札保証金の納付が確認できない場合、入札に参加できません。
- (2) 入札保証金の還付等
- ア 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の口座へ振込みにより還付します。還付は入札終了後4週間程度要することがありますので、あらかじめご了承ください。
- イ 還付する入札保証金には、利息は付しません。
- ウ 落札者の入札保証金は、深谷市契約規則（平成24年深谷市規則第27号）第5条第2項の規定により、契約保証金に充当します。

6．入札及び開札

- (1) 入札期間
平成29年11月24日（金）午後1時から
平成29年12月1日（金）午後1時まで
- (2) 開札日時
平成29年12月1日（金）午後1時から
- (3) 場所
公有財産売却システム上

(4) 入札の方法

- ア 公有財産売却システム上で入札価格を登録してください。この登録は各物件につき、1回に限り行うことができます。
- イ 書面による入札は認めません。

7. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 記載すべき事項のない入札書及び記入した事項が明らでない入札書による入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が100の10以上に達しない者がした入札
- (4) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (5) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (6) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2人以上の者の代理をした者がした入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札
- (9) 入札について不正行為があった入札
- (10) 入札公告等において定めた提出書類を提出しない者がした入札又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札
- (11) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札
- (12) 入札価格が予定価格に達していない入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

8. 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、予定価格以上の入札した方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした方が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

9. 契約の締結

- (1) 売買契約の締結は、平成29年12月22日(金)午後5時までに行います。
- (2) 落札者が(1)の契約締結期限までに売買契約の締結をしない場合には、当該落札は無効となり、入札保証金は深谷市に帰属します。

10. 契約保証金の納付

- (1) 落札者は、売買契約の締結をするまでに、予定価格(最低売却価格)の100分の10以上(円未満切り上げ)の契約保証金の納付が必要です。ただし、すでに納付済みの入札保証金を契約保証金に充当しますので、別途契約保証金を納付する必要はありません。
- (2) 契約保証金は、深谷市市有地の一般競争入札実施要領(平成29年8月31日市長決裁)第16条第2項の規定により、売買代金に充当します。

1 1 . 売買代金の納付

- (1) 落札者は、売買代金から契約保証金を控除した額を、深谷市が送付する納入通知書により、平成30年1月26日(金)午後3時まで一括納付してください。
- (2) 売買代金を納付すると金融機関から領収印を押印した納入通知書兼領収書が返却されますので、その領収書の写しを平成30年1月26日(金)午後5時まで、FAX又は電子メールにより深谷市企画財政部公共施設改革推進室に提出してください。
- (3) 落札者が(1)の納付期限までに売買代金を完納しない場合において、深谷市が完納することを不能と認めたときは、契約を解除し、契約保証金は深谷市に帰属します。

1 2 . 所有権の移転

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、売買物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、売買物件の引渡し後に深谷市が行います。

1 3 . 諸費用

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に関する登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

1 4 . 利用制限

落札者は、売買物件を利用するに当たって、次の用に供してはなりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む。)の用
- (3) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用

1 5 . その他

- (1) この案内書に定めるもののほか、市有地売却に係る入札・契約手続きについては、深谷市契約規則、深谷市市有地の一般競争入札実施要領及び深谷市インターネット公有財産売却ガイドラインの定めるところによります。
なお、当該規則等は、深谷市ホームページで閲覧できます。
- (2) 物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (3) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受人において行っていただきます。
- (4) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて買受人において行っていただきます。
- (5) 売却財産に隠れた瑕疵があっても、深谷市は担保責任を負いません。

物 件 調 書

- ・ 物件調書は、購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。入札の参加申し込み前に、必ず現地をご確認ください。
物件は、現状のままの引渡しとなりますのでご了承ください。
なお、物件調書の補足説明は、次のとおりです。

補 足 説 明

- 1．供給処理施設の状況欄の「可」とは、前面道路に配管されている場合を指します。
なお、配管の位置等詳細については、関係各事業所、関係各課にご照会ください。
- 2．土地利用に当たっては、都市計画法、建築基準法等により指導がなされる場合もありますので、深谷市都市計画課（電話048-574-6653）及び建築住宅課（電話048-574-6655）にご照会ください。

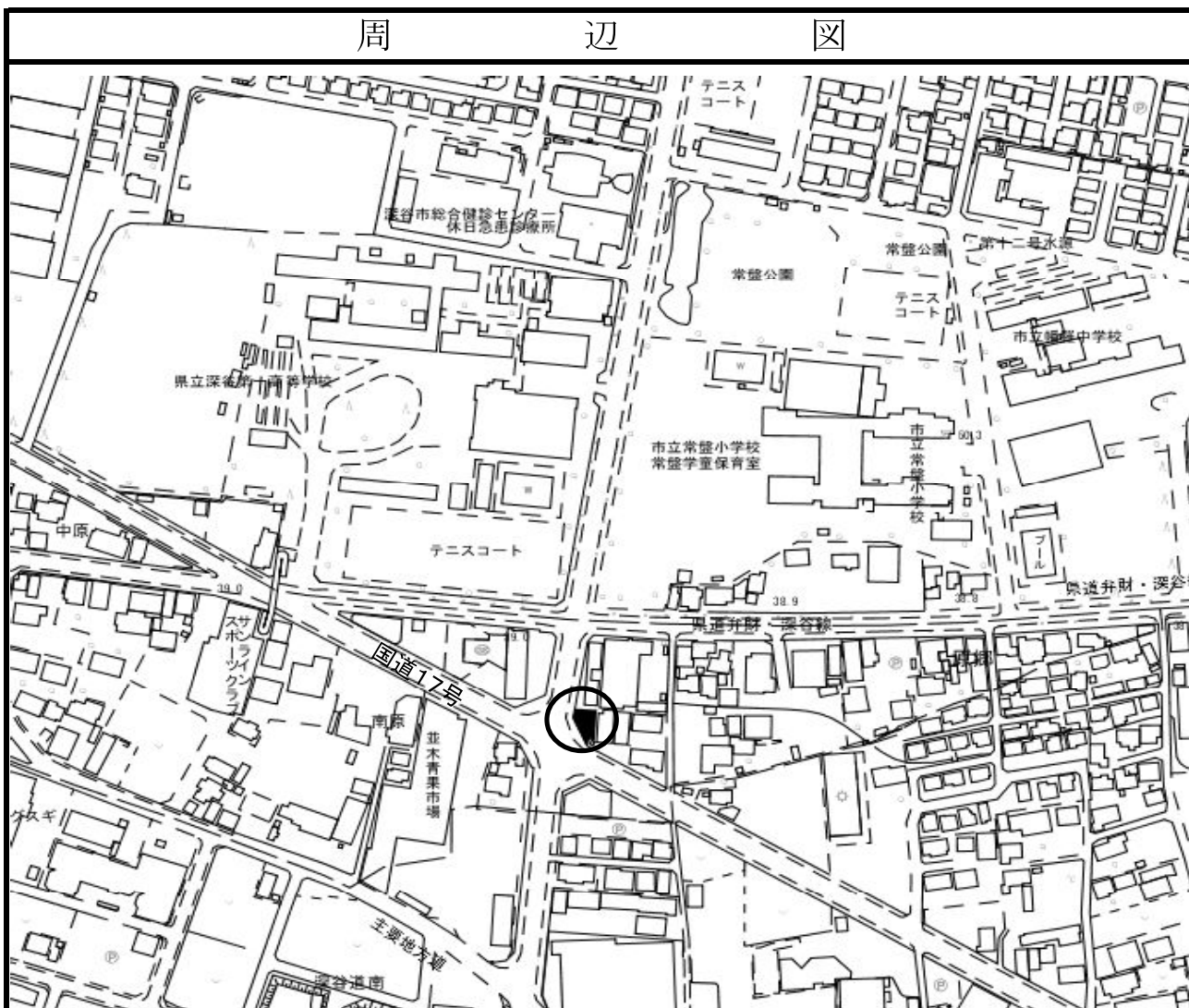
物 件 調 査 書

物件番号 **29-8**

最低売却価格 **8,152,000 円**

所在地	深谷市原郷字南原 2149番26、2150番25			
内 訳 ・ 面 積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積
	2149番26	宅 地	182.72	182.72
	2150番25	宅 地	0.87	0.87
	合計 (2 筆)			183.59 m²
道路と敷地の関係	西側で幅員19.4m、南側で幅員14.0mの舗装道路に接面している。			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域		
	建築基準法	用途地域	準工業地域	
		建ぺい率	60%	容積率
	その他の法律	防火地域等	建築基準法第22条区域	
文化財保護法		該当なし		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	
	道路後退の有無	無	負担の内容	
供給処理 施設の状況	事業所名		電話番号	
	電 気 可	東京電力(株)熊谷支社	0120(995)441	
	上 水 道 可	深谷市水道工務課	048(577)7529	
	下 水 道 可	深谷市下水道工務課	048(577)7542	
交通機関	都 市 ガ ス 不			
	鉄 道	J R 高 崎 線 深 谷 駅 約 1 . 8 k m		
公共施設等	市立常盤小学校	約200m		
	市立幡羅中学校	約350m		
	深谷市役所	約1.6km		
参 考 事 項	・ 上水道については、前面の国道に水道本管が埋設されています。上水道を利用するに当たっては、加入金及び給水工事費等の負担が必要となります。			
	・ 公共下水道の柵が敷地の南側に設置してあります。			
	・ 敷地の西側に電柱があります。			
	・ 敷地の北側及び東側にブロック塀が設置されています。			
	・ 敷地南側に都市計画道路の予定があります。詳しい内容については、都市計画課(048-574-6654)にご照会ください。			
	・ 土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。			
	・ 売却財産に隠れた瑕疵があっても、市は担保責任を負いません。			

周 辺 図




※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

備 考

地積測量図又は実測図を深谷市ホームページ上で公開しております。
御参照ください。

深谷市 インターネット売却

検索 



物 件 調 書

物 件 番 号 29 - 9

最低売却価格 10,431,000 円

所 在 地	深谷市長在家字前天沼1037番			
内 訳 ・ 面 積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積
	1037番	雑種地	1,390.00	1,390.78
	合計 (1 筆)			1,390.78 m ²
道 路 と 敷 地 係 関	南東側で幅員5.0m、南西側で幅員4.0mの舗装道路に接面している。			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化調整区域		
	建築基準法	用途地域	無指定	
		建ぺい率	60%	容積率
	その他の法律	防火地域等	該当なし	
文化財保護法		該当なし		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	
	道路後退の有無	無	負担の内容	
供 給 処 理 施 設 の 状 況	事業所名		電話番号	
	電 気	可	東京電力(株)熊谷支社	0120(995)441
	上 水 道	可	深谷市水道工務課	048(577)7529
	下 水 道	不		
交 通 機 関	鉄 道	秩父鉄道明戸駅 約800m		
	公 共 施 設 等	市立川本北小学校	約1.2km	
市立川本中学校		約2.2km		
深谷市川本総合支所		約1.8km		
参 考 事 項	<p>・上水道については、敷地内の南東側に口径13mmの止水栓、量水器及び立水栓が設置してあります。増径工事が必要な場合は旧口径に係る加入金との差額が必要となります。</p> <p>また、上水道を利用するに当たっては、給水工事費等の負担が必要となります。</p>			
	<p>・汚水の排水については、農業集落排水区域内ですが、南東及び南西側の市道に集落排水管等が設置されていません。農業集落排水施設の接続を希望される場合は、費用負担も含め地元組合との協議が必要となりますので、詳細は、下水道工務課(048-577-7544)までご照会ください。</p>			
	<p>・敷地の南東側隣接地に、電波塔が設置されています。</p>			
	<p>・敷地の北側にかき及び東側の一部にブロック塀が設置されています。</p>			
	<p>・市街化調整区域のため、利用目的により開発行為等の許可が必要となる場合があります。このため購入希望者において、必ず事前に確認をお願いします。</p>			
	<p>開発行為の許可に関する詳しい内容については、都市計画課(048-574-6654)にご照会ください。</p>			
	<p>・土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。</p> <p>・売却財産に隠れた瑕疵があっても、市は担保責任を負いません。</p>			

周 辺 図




※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

備 考

地積測量図又は実測図を深谷市ホームページ上で公開しております。
御参照ください。

深谷市 インターネット売却

検索 



物 件 調 書

物件番号 29 - 10

最低売却価格 10,948,000 円

所在地	深谷市上柴町東1丁目16番2			
内訳・面積	地 番	地 目	公簿面積	実測面積
	16番2	宅地	276.40	276.46
	合計(1筆)			276.46 m ²
道路と敷地の関係	北側で幅員6.0mの舗装道路に接面している。			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域		
	建築基準法	用途地域	第1種中高層住居専用地域	
		建ぺい率	60%	容積率
	その他の法律	防火地域等 建築基準法第22条区域		
	文化財保護法	該当なし		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	
	道路後退の有無	無	負担の内容	
供給処理 施設の状況	事業所名		電話番号	
	電 気	可	東京電力(株)熊谷支社	0120(995)441
	上 水 道	可	深谷市水道工務課	048(577)7529
	下 水 道	可	深谷市下水道工務課	048(577)7542
	都 市 ガ ス	不		
交通機関	鉄 道	JR高崎線深谷駅 約2.5km		
公共施設等	市立上柴東小学校	約1.0km		
	市立上柴中学校	約800m		
	深谷赤十字病院	約1.2km		
参 考 事 項	・ 上水道については、前面の市道に水道本管が埋設されています。上水道を利用するに当たっては、加入金及び給水工事費等の負担が必要です。			
	・ 公共下水道の柵が敷地の北西側に設置してあります。			
	・ 敷地の西側にネットフェンスが設置されています。			
	・ 敷地の東側境界線上に隣接者が設置したブロック塀があります。			
	・ 敷地の南側にブロック塀及びフェンスが設置されています。			
	・ 敷地の北側にコンクリート壁があります。			
	・ 土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。			
	・ 売却財産に隠れた瑕疵があっても、市は担保責任を負いません。			

周 辺 図




※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

備 考

地積測量図又は実測図を深谷市ホームページ上で公開しております。
御参照ください。

深谷市 インターネット売却

検索 



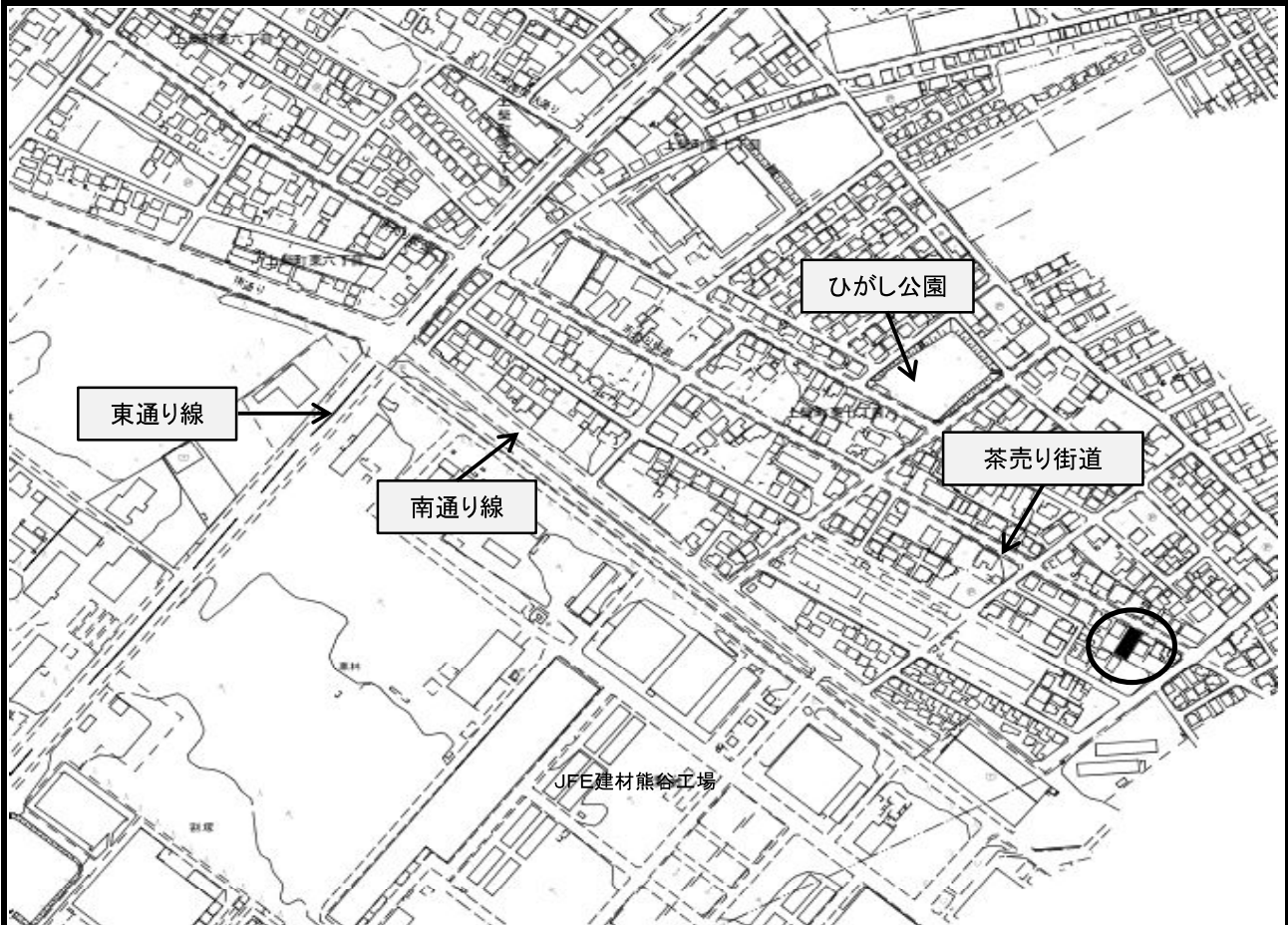
物 件 調 書

物 件 番 号 29 - 11

最低売却価格 9,272,000 円

所 在 地	深谷市上柴町東7丁目15番17			
内 訳 ・ 面 積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積
	15番17	宅 地	289.74	289.74
	合計 (1筆)			289.74 m ²
道 路 と 敷 地 係 関	北東側で幅員9.0mの舗装道路に接面している。			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域		
	建築基準法	用途地域	第1種中高層住居専用地域	
		建ぺい率	60%	容積率
	その他の法律	防火地域等	建築基準法第22条区域	
文化財保護法		該当なし		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	
	道路後退の有無	無	負担の内容	
供給処理 施設の状況	事業所名		電話番号	
	電 気	可	東京電力(株)熊谷支社	0120(995)441
	上 水 道	可	深谷市水道工務課	048(577)7529
	下 水 道	可	深谷市下水道工務課	048(577)7542
交通機関	都 市 ガ ス	不		
	鉄 道	J R 高崎線籠原駅 約2.7km		
公共施設等	市立上柴東小学校	約1.2km		
	市立上柴中学校	約2.0km		
	深谷赤十字病院	約2.2km		
参 考 事 項	・ 上水道については、前面の市道に水道本管が埋設されています。上水道を利用するに当たっては、加入金及び給水工事費等の負担が必要となります。			
	・ 公共下水道の柵が敷地の北西側に設置してあります。			
	・ 南側はコンクリート壁により隣接地と2.0m程度の段差があります。			
	・ 北側はコンクリートブロックにより市道と60cmから80cm程度の段差があります。			
	・ 前面の市道には歩道がありませんので、車両出入りのため、買受人の負担により歩道切下げ工事が必要となります。			
	・ 北東隅の上空に東側隣接地からの電線があります。			
	・ 土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。			
	・ 売却財産に隠れた瑕疵があっても、市は担保責任を負いません。			

周 辺 図




※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

備 考

地積測量図又は実測図を深谷市ホームページ上で公開しております。
御参照ください。

深谷市 インターネット売却

検索 



物 件 調 書

物 件 番 号 29 - 12

最低売却価格 29,600,000 円

所 在 地	深谷市東方町3丁目36番4、36番5、36番7			
内 訳 ・ 面 積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積
	36番4	宅 地	69.60	69.56
	36番5	宅 地	180.31	180.83
	36番7	宅 地	419.28	419.28
	合計 (3 筆)			669.67 m ²
道 路 と 敷 地 関 係	北側で幅員6.0mの舗装道路に接面している。			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域		
	建築基準法	用途地域	準工業地域(特別工業地区(規制))	
		建ぺい率	60%	容積率
	その他の法律	防火地域等 建築基準法第22条区域		
	文化財保護法	該当なし		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	
	道路後退の有無	無	負担の内容	
供給処理 施設の状況	事業所名		電話番号	
	電 気 可	東京電力(株)熊谷支社	0120(995)441	
	上 水 道 可	深谷市水道工務課	048(577)7529	
	下 水 道 可	深谷市下水道工務課	048(577)7542	
	都 市 ガ ス 不			
交通機関	鉄 道	J R 高崎線籠原駅 約1.9km		
公共施設等	市立幡羅小学校	約250m		
	市立幡羅中学校	約2.0km		
	深谷市役所	約3.7km		
参 考 事 項	・ 上水道については、北側の市道に水道本管が埋設されています。上水道を利用するに当たっては、加入金及び給水工事費等の負担が必要となります。			
	・ 公共下水道の柵が36番4及び36番7それぞれの敷地北西側に設置してあります。			
	・ 36番4及び36番5の北側の市道と接する部分にコンクリート土留があります。			
	・ 36番4の敷地西側及び南側、36番5の敷地南側並びに36番7の敷地西側の一部、南側及び東側の一部にブロック塀が設置されています。			
	・ 36番7の西側の隣接地から樋が越境しております。本物件は現状有姿での引渡しとし、越境物等に関する隣接地所有者との協議等は全て買受人において行っていただきます。			
	・ 土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。			
・ 売却財産に隠れた瑕疵があっても、市は担保責任を負いません。				

周 辺 図




※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

備 考

地積測量図又は実測図を深谷市ホームページ上で公開しております。
御参照ください。

深谷市 インターネット売却

検索 



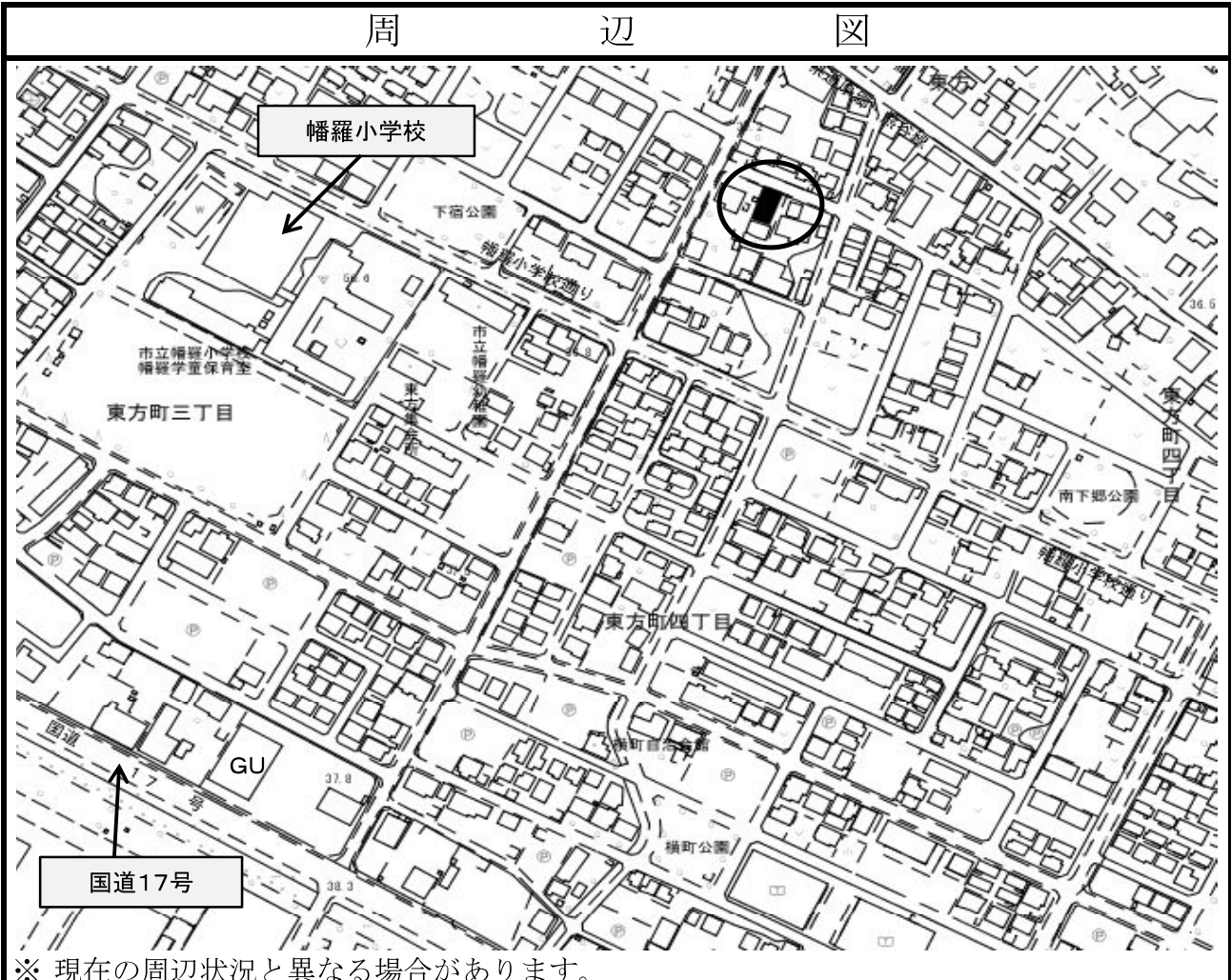
物 件 調 書

物 件 番 号 2 9 - 1 3

最低売却価格 6,848,000 円

所 在 地	深谷市東方町4丁目10番2			
内 訳 ・ 面 積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積
	10番2	宅 地	137.49	137.49
	合計 (1 筆)			137.49 m ²
道 路 と 敷 地 係 関	北側で幅員6.0mの舗装道路に接面している。			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域		
	建築基準法	用途地域	第1種中高層住居専用地域	
		建ぺい率	60%	容積率
	その他の法律	防火地域等 建築基準法第22条区域 文化財保護法 該当なし		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	
	道路後退の有無	無	負担の内容	
供給処理	事業所名		電話番号	
	電 気	可	東京電力(株)熊谷支社	0120(995)441
	上 水 道	可	深谷市水道工務課	048(577)7529
	下 水 道	可	深谷市下水道工務課	048(577)7542
施設の状況	都 市 ガ ス	不		
交通機関	鉄 道	J R 高崎線籠原駅 約2.0km		
公共施設等	市立幡羅小学校	約250m		
	市立幡羅中学校	約2.0km		
	深谷市役所	約3.9km		
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道については、北側の市道に水道本管が埋設されています。上水道を利用するに当たっては、加入金及び給水工事費等の負担が必要となります。 ・ 公共下水道の柵が敷地の北西側に設置してあります。 ・ 敷地の東側及び南側にコンクリート土留が設置されています。 ・ 土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。 ・ 売却財産に隠れた瑕疵があっても、市は担保責任を負いません。 			

周 辺 図




※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

備 考

地積測量図又は実測図を深谷市ホームページ上で公開しております。
御参照ください。

深谷市 インターネット売却

検索 



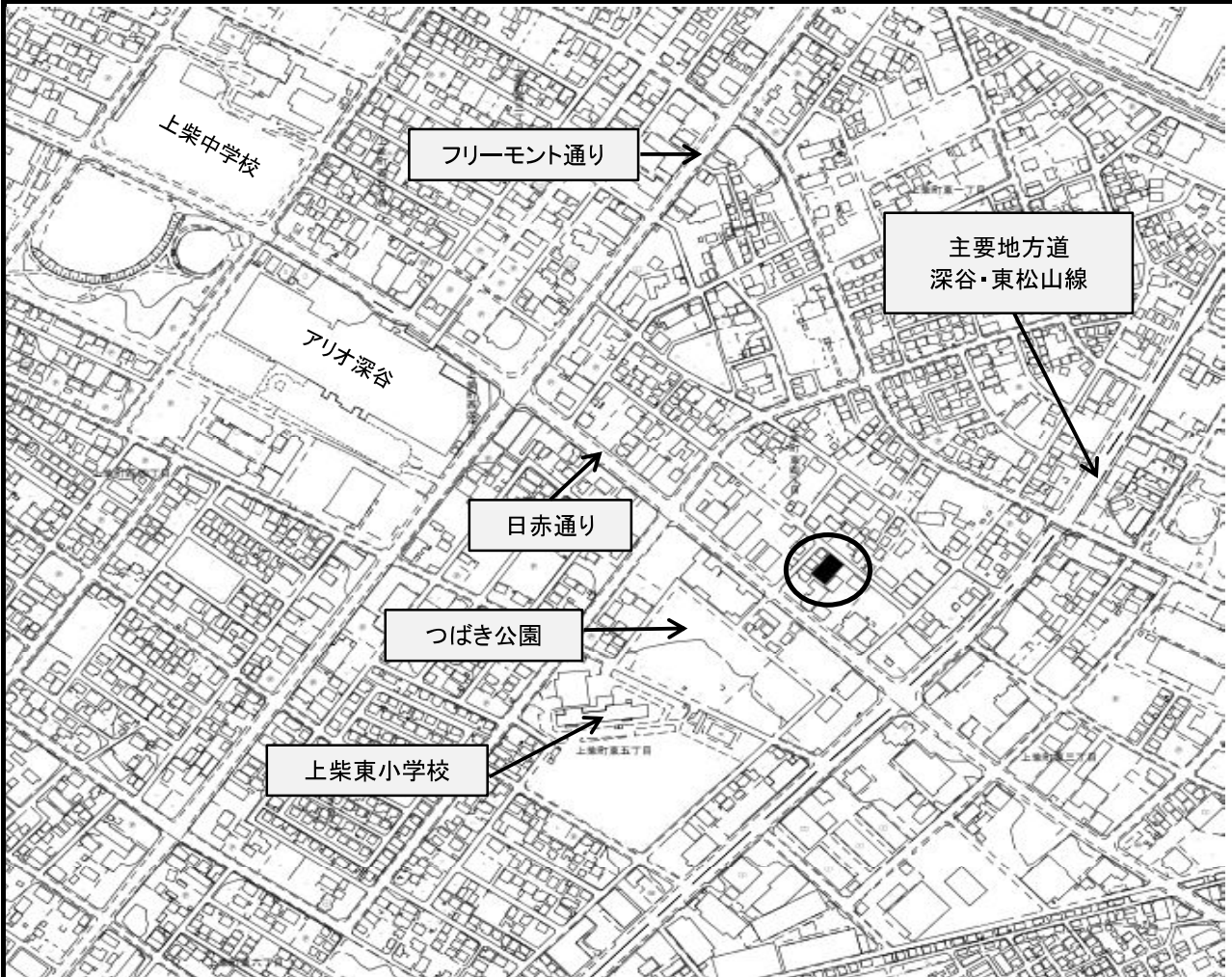
物 件 調 査 書

物 件 番 号 29 - 14

最低売却価格 28,387,000 円

所在地	深谷市上柴町東4丁目18番2、18番3			
内 訳 ・ 面 積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積
	18番2	宅 地	226.34	226.35
	18番3	宅 地	331.99	331.34
	合計 (2 筆)			557.69 m ²
道路と敷地関係	北側で幅員6.0mの舗装道路に接面している。			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域		
	建築基準法	用途地域	第1種住居地域	
		建ぺい率	60 %	容積率
	その他の法律	防火地域等	建築基準法第22条区域	
文化財保護法		該当なし		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	
	道路後退の有無	無	負担の内容	
供給処理 施設の状況	事業所名		電話番号	
	電 気	可	東京電力(株)熊谷支社	0120(995)441
	上 水 道	可	深谷市水道工務課	048(577)7529
	下 水 道	可	深谷市下水道工務課	048(577)7542
	都 市 ガ ス	不		
交通機関	鉄 道	J R 高崎線深谷駅 約2.6 km		
公共施設等	市立上柴東小学校	約450 m		
	市立上柴中学校	約850 m		
	深谷市役所	約3.4 km		
参 考 事 項	・ 上水道については、北側の市道に水道本管が埋設されています。上水道を利用するに当たっては、加入金及び給水工事費等の負担が必要となります。			
	・ 公共下水道の枦が18番2の敷地北東側、18番3の敷地北東側に設置してあります。			
	・ 18番2の敷地北側にコンクリート土留があります。			
	・ 18番2敷地の西側に柵が設置されています。			
	・ 18番3の敷地の東側及び南側にフェンス並びに西側の一部に柵が設置されています。			
	・ 18番2及び18番3の西側の敷地から樹木の枝が越境しております。本物件は現状有姿での引渡しとし、越境物等に関する買受人との協議等は全て買受人において行っていただきます。			
参 考 事 項	・ 土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。			
	・ 売却財産に隠れた瑕疵があっても、市は担保責任を負いません。			

周 辺 図




※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

備 考

地積測量図又は実測図を深谷市ホームページ上で公開しております。
御参照ください。

深谷市 インターネット売却

検索 



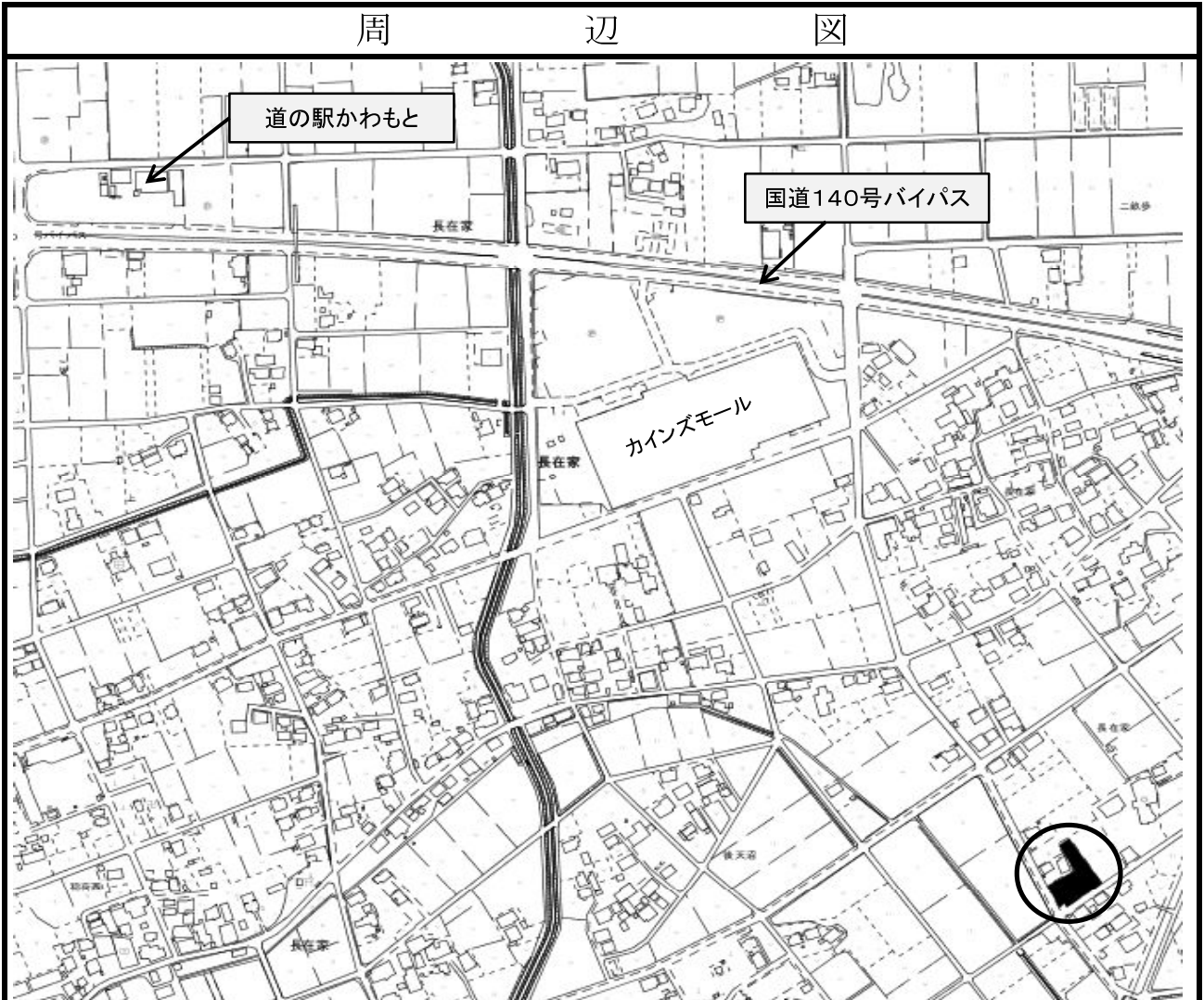
物 件 調 査 書

物件番号 29 - 15

最低売却価格 14,717,000 円

所在地	深谷市長在家字長在家1602番1、1603番			
内 訳 ・ 面 積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積
	1602番1	宅 地	462.88	462.88
	1603番	宅 地	743.43	743.43
	合計 (2 筆)			1,206.31 m ²
道路と敷地の関係	南側で幅員6.0m、西側で幅員6.0mの舗装道路に接面している。			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化調整区域		
	建築基準法	用途地域	無指定	
		建ぺい率	60 %	容積率
	その他の法律	防火地域等	該当なし	
文化財保護法		該当なし		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	
	道路後退の有無	無	負担の内容	
供給処理 施設の状況	事業所名		電話番号	
	電 気 可	東京電力(株)熊谷支社	0120(995)441	
	上 水 道 可	深谷市水道工務課	048(577)7529	
	下 水 道 可	深谷市下水道工務課	048(577)7542	
交通機関	都 市 ガ ス	不		
	鉄 道	秩父鉄道明戸駅 約800m		
公共施設等	市立川本北小学校	約1.1km		
	市立川本中学校	約2.1km		
	深谷市川本総合支所	約1.8km		
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道については、1602番1の敷地北西側に口径13mmの量水器及び止水栓が設置されています。増径工事が必要な場合は旧口径に係る加入金との差額が必要となります。 また、上水道を利用するに当たっては、給水工事費等の負担が必要となります。 ・汚水の排水については、1602番1の敷地南西側に農業集落排水処理施設汚水枡が設置されていますが、使用に際しては費用負担を含め、地元組合との協議が必要となります。 詳細は、下水道工務課(048-577-7544)にご照会ください。 ・1602番1及び1603番の敷地の周囲にコンクリート土留が設置されています。 ・1602番1の敷地北東側及び1603番の敷地北西側に、隣接者が設置したブロック塀が一部あります。 ・1602番1の敷地南側隣接地に、深谷市の防災行政無線屋外子局及び農業集落排水処理施設電源柱が設置されています。 ・1602番1の敷地北西側に電柱及び支線2本が設置されています。 ・市街化調整区域のため、利用目的により開発行為等の許可が必要となる場合があります。 このため購入希望者において、必ず事前に確認をお願いします。 開発行為の許可に関する詳しい内容については、都市計画課(048-574-6654)にご照会ください。 ・土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。 ・売却財産に隠れた瑕疵があっても、市は担保責任を負いません。 			

周 辺 図



※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

備 考

地積測量図又は実測図を深谷市ホームページ上で公開しております。
御参照ください。

深谷市 インターネット売却

検索 



物 件 調 書

物件番号 29 - 16

最低売却価格 8,672,000 円

所在地	深谷市長在家字北立野4004番			
内 訳 ・ 面 積	地 番	地 目	公 簿 面 積	実 測 面 積
	4004番	宅地	1,204.42	1,204.42
	合計 (1 筆)			1,204.42 m ²
道路と敷地の関係	西側で幅員4.5mの舗装道路に接面している。			
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化調整区域		
	建築基準法	用途地域	無指定	
		建ぺい率	60 %	容積率
	その他の法律	防火地域等	該当なし	
文化財保護法		該当なし		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	
	道路後退の有無	無	負担の内容	
供給処理 施設の状況	事業所名		電話番号	
	電 気 可	東京電力(株)熊谷支社	0120(995)441	
	上 水 道 可	深谷市水道工務課	048(577)7529	
	下 水 道 不			
交通機関	鉄 道	秩父鉄道武川駅 約2.0km		
	公 共 施 設 等	市立川本北小学校	約1.4km	
参 考 事 項	市立川本中学校	約2.8km		
	深谷市川本総合支所	約2.5km		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道については、敷地内の北側に口径13mmの止水栓及び量水器が設置してあります。増径工事が必要な場合は旧口径に係る加入金との差額が必要となります。 また、上水道を利用するに当たっては、給水工事費等の負担が必要となります。 ・ 汚水の排水については、公共下水道及び農業集落排水の区域外のため、浄化槽等の設置が必要となります。 ・ 敷地の周囲にフェンスが設置されています。 ・ 敷地の北西側に電柱及び電線が設置されています。 ・ 敷地の北西側隣接地に深谷市の防災行政無線屋外子局、南西側隣接地に防火水槽が設置されています。 ・ 市街化調整区域のため、利用目的により開発行為等の許可が必要となる場合があります。このため購入希望者において、必ず事前に確認をお願いします。 開発行為の許可に関する詳しい内容については、都市計画課(048-574-6654)にご照会ください。 ・ 土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。 ・ 売却財産に隠れた瑕疵があっても、市は担保責任を負いません。 			

周 辺 図




※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

備 考

地積測量図又は実測図を深谷市ホームページ上で公開しております。
御参照ください。

深谷市 インターネット売却

検索 



様式集

- ・ 各様式をご記入する際には、黒のペン又はボールペンで記入してください。

公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

深谷市長 宛て

平成 年 月 日

公有財産売却一般競争入札参加申込書

申込者	住所(※)	〒		
	氏名(※)	(印) (印鑑証明印)		
	Yahoo! JAPAN ID			共有持分割合
	メールアドレス	_____		
	電話番号	_____		

※法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載すること。

共有者	住 所	〒	共有持分割合
	氏 名	(印) (印鑑証明印)	
	住 所	〒	共有持分割合
	氏 名	(印) (印鑑証明印)	

深谷市が売払いする下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る公有財産売却一般競争入札に参加を申し込みます。

なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類 ※ 複数の物件について申込みをされる場合、添付書類は1通で結構です。また、各証明書は発行後3か月以内のものを添付してください。

- 1 誓約書
- 2 身分証明書(個人の場合)
- 3 住民票(個人の場合)
- 4 商業又は法人登記簿謄本(法人の場合)
- 5 印鑑登録証明書

記

区 分 番 号	29-	入 札 保 証 金	円
財 産 名 称			
入札保証金納付方法	銀行振込 ・ (納付書払) (市発行の納入通知書による)		

- ※ 複数の物件について申込みをされる場合、物件毎にこの「公有財産売却一般競争入札参加申込書」が必要になります。
- ※ 入札保証金納付方法欄の「銀行振込」、「納付書払」のいずれか一つに「○(まる)」をしてください。
- ※ (不動産の場合のみ) 共有名義で申込みをされる場合、申込者の欄に共有者を代表して入札手続を行う者の住所及び氏名を記入し、共有者の欄に申込者以外の共有者の住所、氏名及び共有持分割合を記入し、押印してください。

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金 _____ 円)の返還を請求します。返還する際は、下記の口座へ返還してください。

なお、返還につき、入札終了後に4週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。

記

入札保証金の返還請求者	フリガナ			
	住所(所在地)	〒		
	フリガナ			
	氏名・名称	(印)		
振込先金融機関 ※共有名義の場合、共有者を代表する者の口座	銀行	預金種目	普通・当座	口座番号
	信用金庫	口座名義人		
	信用組合			
	農協 労働金庫	支店	氏名・名称	

※ 複数の物件について返還請求をされる場合、物件毎にこの入札保証金返還請求書が必要になります。

誓 約 書

平成 年 月 日

深谷市長 宛て

住 所

氏 名

⑩

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の役職及び氏名を記載する。

今般、深谷市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、深谷市インターネット公有財産売却ガイドライン及び貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団及びその構成員等ではありません。
- 3 私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する深谷市の職員ではありません。
- 4 私は、20歳未満ではありません。
- 5 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と深谷市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 6 私は、貴市の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」等の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

委任状

平成 29 年 月 日

深谷市長 宛て

申込者 (委任者)	住所・所在地	〒
	氏名・名称	(印) (印鑑証明印)
	電話番号	

私は、次の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

代理人 (受任者)	住所・所在地	〒
	氏名・名称	(印)
	Yahoo! JAPAN ID	
	メールアドレス	
	電話番号	

委任事項

平成 29 年 10 月 23 日に公有財産売却参加申込みの受付を開始した
インターネット公有財産売却 区分番号 29- に関する

- 1 入札参加申込手続きに関する一切の権限
- 2 入札に関する一切の権限
- 3 前各号に付帯する一切の権限

添付書類

代理人(受任者)の本人確認ができる証明書(運転免許証など)の写し

市 有 財 産 売 買 契 約 書

売出人 深谷市（以下「甲」という。）と買受人 _____（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 売買物件は、次のとおりとする。

所 在 地	地 目	地 積	摘 要
		m ²	
		m ²	
合 計		m ²	

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金 _____ 円とする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金 金 _____ 円は、入札保証金から充当するものとする。

2 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

3 乙が次条に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金は甲に帰属する。

（代金の支払い）

第 5 条 乙は、甲の指定する期日までに、売買代金のうち前条第 1 項に定める契約保証金を除いた金 _____ 円を、甲の発行する納入通知書により、その指定する金融機関に支払わなければならない。

（所有権移転登記及び費用負担）

第 6 条 甲は、乙が売買代金を納入した後、第 2 条の売買物件の所有権を乙に移転し、所有権移転登記を速やかに行うものとする。

2 登録免許税等の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第 7 条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しをしたものとする。また、乙は、売買物件を現況によって引き渡しを受けるものとする。

(瑕疵担保)

第 8 条 乙は、この契約の締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(利用制限)

第 9 条 乙は、売買物件を利用するにあたって、次に掲げる用に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (その団体の構成員等を含む。) の用
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用又は公共の福祉に反する用

(法令遵守)

第 10 条 乙は、売買物件を利用するにあたって、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告によらないでこの契約を解除することができるものとする。

(売買物件の明渡し等)

第 12 条 乙は、甲が前条の規定に基づき、この契約を解除したときは、直ちに、売買物件を原状に回復の上、甲に明け渡し、甲名義に所有権移転の手続きをとらなければならない。

2 甲は、乙の前項の規定に基づく売買物件の明渡し、及び甲名義への所有権移転の手続きの完了を確認したときは、乙が第 3 条の規定に基づき、売買代金として甲に支払った金額を、乙からの売買物件明渡し、及び甲名義への所有権移転手続き完了の確認をした日から 30 日以内に、乙に返還するものとする。この場合において、甲が乙に返還する金額には利息を付けないものとする。

3 第 1 項の規定による売買物件の原状回復に要する費用は、乙が負担するものとする。

(契約解除による使用料相当額の支払義務)

第 1 3 条 乙は、前条第 1 項の規定に基づき明渡しをするときは、甲から売買物件の引渡しを受けた日から明け渡した日までの使用料相当額を甲の請求により、甲に支払わなければならない。

2 前項の使用料相当額の年額は、第 3 条の売買代金に 7 . 5 パ - セントの割合を乗じて得た額とする。

(違約金の支払い)

第 1 4 条 乙は、第 1 1 条の規定に基づき甲がこの契約を解除したときは、前条の使用料相当額のほか、第 3 条の売買代金の 1 0 パ - セントに相当する額を違約金として甲の請求により、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 1 5 条 乙は、甲が第 1 1 条の規定に基づき契約を解除した場合において、甲に損害が発生したときは、甲の算定による損害額を甲の請求により、甲に賠償しなければならない。

(相殺)

第 1 6 条 甲が第 1 1 条の規定に基づき契約を解除した場合において、第 1 2 条の規定による原状回復又は第 1 3 条の規定による使用料相当額若しくは第 1 4 条の規定による違約金若しくは前条の規定による損害賠償として乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、当該金銭債務と甲が乙に支払うべき金銭債務とをその対当額について相殺するものとする。

(延滞損害金)

第 1 7 条 乙は、この契約により甲に支払うこととされている金額を支払わなかったときは、支払うべき金額に対して、それぞれ指定された期日の翌日から完納した日まで年利 (3 6 5 日当たり) 1 4 . 6 パ - セントの割合により算出した額を延滞損害金として、甲に支払わなければならない。

(契約履行の調査等)

第 1 8 条 乙は、甲から売買物件の使用に関する調査又は報告を求められたときは、これに協力しなければならない。

(公租公課の負担等)

第 1 9 条 乙は、売買物件の引渡しを受けた日から維持管理責任を負い、売買物件に係る公租公課の費用を負担するものとする。

(契約の費用)

第 2 0 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 2 1 条 この契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 2 2 条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、さいたま地方裁判所熊谷支部とする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

売 払 人 (甲)	住 所	深谷市仲町 1 1 番 1 号	
		深 谷 市	
	氏 名	深谷市長	㊟

買 受 人 (乙)	住 所		
	氏 名		㊟